

第6章 創意と工夫を活かし、誇れるまちに

第1節 情報を共有し、ともに進める

1 情報通信

（基本的な考え方）

- 情報化に対応できる基盤整備を進めるとともに、情報技術を有効に活用したまちづくりを進めます。

施策	現況と課題
情報化の基盤整備	情報技術（ＩＴ）の進歩により、行財政をはじめ福祉や医療、教育、産業などまちづくりのあらゆる分野で、情報化に対応し有効に活用していくことが課題となっています。 本町においても、ブロードバンドの普及により、情報の高速化が進んできていますが、高度情報化に対応したまちづくりを総合的に進めていくことが必要です。
情報通信の活用推進	本町では、ホームページの開設による情報提供のほか、住民基本台帳ネットワークシステム や総合行政ネットワークシステム（ＬＧ－ＷＡＮ）、公的個人認証システム などを整備し稼働しています。さらに、電子申請システム の運用に向けた整備を行っています。 プライバシーの保護を確保しつつ情報化を推進し、事務事業の効率を高め、町民の利便性を向上していくことが求められています。
情報化時代に対応した人材の育成	学校教育においてパソコンを使った教育を行っているほか、ＩＴに関する学習機会や研修などを通じて、ＩＴに関する知識や技術の向上に努めています。 今後もさまざまな場を通じて高度情報化時代に対応できる人材の育成に努めていくことが必要です。

主な取り組み内容

■ 光ファイバー網の整備促進

住民基本台帳ネットワークシステム：国、都道府県、市町村を回線で結び、住民票を全国どこの市町村でも交付を受けることができるコンピューターシステム。

- 高度情報処理の推進
- 情報化による住民の利便性の向上
- セキュリティ対策の充実

総合行政ネットワークシステム：国、都道府県、市町村を回線で結び、それぞれの事務連絡及び公的個人認証の事務処理を行うコンピューターシステム。

公的個人認証システム：住民が自宅のパソコンから電子申請を行う場合に、申請者本人であることを証明するコンピューターシステム。

■ 情報化に対応した学習機会の充実

電子申請システム：住民が自宅のパソコンからインターネットを通して行政手続きを行うことができるコンピューターシステム。

2 広報・広聴、住民参加

（基本的な考え方）

- 広報・広聴、住民参加を通じて、行政と町民の情報共有や住民参加のまちづくりを進めます。
また、プライバシー保護を確保しながら情報公開に努めます。

施策	現況と課題
広報の充実	本町では、町の行事や出来事、各種制度などを町民に伝えるために、広報紙「びほろ」を月1回発行し、自治会を通じて各戸配布しています。 また、本町のホームページを開設し、町民向けの行政情報のほか、各種イベント・行事の案内を掲載し、情報をより高速に提供できるように努めています。インターネットを利用する町民が増えているなか、今後もホームページの充実により情報提供を行っていくことが必要です。
広聴の充実	広聴については、住民説明会の開催や住民相談窓口の設置などのほか、月1回の町長室開放を行っていますが、参加者の固定化などがみられます。 今後は団体やサークルを対象とした出前講座の充実など、より参加しやすい広聴体制づくりが必要となります。
情報公開の推進	各部署において情報公開を進めており、年に1回広報紙「びほろ」等でその実施状況を公開しています。 情報公開の推進が求められる一方、個人情報保護法の施行などプライバシーの保護確保が厳しく求められるなか、双方をふまえながら情報公開の推進に努めていくことが必要です。
住民参加の推進	自主自律のまちづくりに向けて、地域の課題は地域全体で解決していくことが求められており、本町においても審議会や委員会、各種アンケートなどを通じて町民の意見や意向をふまえたまちづくりに努めています。地域の課題がより一層複雑・多様化していくなか、行政と町民のパートナーシップを深め、本町の課題とともに考える意識、風土づくりを今後も進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 広報内容の充実
- 美幌町ホームページの充実
- 情報提供の多様化に向けた取り組み

- 出前講座などの町民からの相談体制の充実
- まちづくり懇談会 の実施

- 積極的な情報公開の推進

- 自治基本条例 の整備と参画機会の拡大

まちづくり懇談会:まちづくりに関する対話集会を複数自治会を単位として、広聴活動と町民のまちづくりへの参加を促進するための懇談会。

パートナーシップ:友好的で対等な協力関係のもと、共通の目的のために共に働くこと。

自治基本条例:地域の課題の解決やまちづくりを進めるため、住民がお互いを守る基本ルールや権利などを条例という形で定めたもの。

第2節 創意ある運営をめざす

1 行財政

(基本的な考え方)

□ 効率的で適正な行政運営に努めるとともに、中長期的な視点で財政の構造改革を進めます。

施策	現況と課題
行政組織の活性化	行政機構や事務分掌については必要に応じて見直しを行い、人員の抑制に努めています。町民からの行政ニーズとともに地方分権や道州制などによる事務量の変化が予測されるなか、それらに対応した人員配置などに努めていくことが必要です。 また、研修などを通じて行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる知識や技術の向上を図っていくことも必要です。 さらに近年は、ユニバーサルデザイン や食育 、国際化など、これまでの枠組みを超えて横断的に取り組んでいくことが必要な課題も増えており、柔軟に対応できる体制づくりも必要です。
行政運営、行政サービスの効率化	庁内LAN や財務会計、ファイルサーバー の整備など、事務処理のOA化や情報の共有などを進め、行政運営の効率化に努めています。セキュリティの強化を図りつつ、さらなる効率化に向けて取り組んでいくことが必要です。 窓口サービスについても、戸籍システムの電算化などにより、さらなるサービスの向上に向けた取り組みが必要です。 また、庁舎をはじめ各種施設の老朽化が著しく、分散化により住民サービスに支障を来しているため、施設の集約や改修が必要となっています。
計画の管理、行政評価の推進	効率的かつ効果的な行政運営を実施するうえで、総合計画の進行管理を実施する必要があります。実施計画との整合性を図りつつ、評価可能な実施計画の策定が必要となります。
財政の健全化	平成16年に財政運営計画 を策定し、経費の抑制など財政の健全化をめざした取り組みを進めています。地方自治体を取り巻く環境は年々厳しくなっており、安定的な行財政運営体制の確立が課題となっています。 今後も、財政運営の健全化に向け全体的な歳出の見直しや歳入の確保により、財政構造を改革していくことが必要です。
行政改革の推進	平成9年に定めた「美幌町行政改革大綱(第2次)」をもとに、行政改革実施計画を策定し、行政改革を進めています。また、この計画に併せて外部委託計画を策定し、外部委託やそれらに関する検討を進めています。今後も新たな実施計画の策定や指定管理者制度、PFI等の民間活力の積極的な導入による外部委託を進め、行政の簡素化、スリム化を図り、効率のよい行政運営と住民福祉の向上に努めることが必要です。
危機管理体制の充実	近年、災害時を含めた行政運営全般にわたる危機管理体制のあり方が問われています。本町においても、危機管理意識の向上とともに、初動時の的確な対応や庁内の連絡体制の強化などを行うことが必要です。

主な取り組み内容	
■ 権限移譲を考慮した機構改革、定員配置	ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。 食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を、家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。
■ 電子申請・予約、文書管理、電子決裁システムの整備 ■ 戸籍システム電算化事業の実施 ■ 庁舎施設の集約検討 ■ 公共施設の改修	庁内LAN：役場庁舎内及び出先機関を回線で結び、事務連絡等に利用されるコンピューターネットワーク。 ファイルサーバー：役場庁舎内及び出先機関で作成される事務文書を一括保存、管理するコンピューター。
■ 行政評価を含めた計画の進行管理の実施	
■ 財政運営計画の実行と見直し ■ 財政基盤の強化と効率的財政運営の実施	財政運営計画：財政の悪化に伴い、今後の持続可能な健全財政を確立するための計画。歳入の確保、歳出の削減項目をきっかけ、基金から繰入を行わない財政運営をめざす。
■ 行政改革実施計画の継続策定と実施 ■ 外部委託（アウトソーシング）推進計画の実施	P F I：Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設や維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。
■ 危機管理意識の向上 ■ 危機管理対応マニュアルの作成 ■ 国民保護計画の策定	

2 広域連携

（基本的な考え方）

□ 関連自治体等との連携により、効率的で効果的な広域行政を進めます。

施策	現況と課題
広域事業の推進	本町は、北網広域圏組合、美幌・津別広域事務組合などの一部事務組合に所属し、共通する政策課題の共同化や事務事業の効率化を行ってきています。 今後も関係自治体との連携を深めながら、効率的な事業を進めていくことが必要です。 さらに、他の分野での広域的な連携や、企業や団体など自治体以外での広域的な連携など、幅広い視点での連携についても、地域の活性化を図るうえで考えていくことが必要です。
市町村合併の検討	効率的な行政運営を行うため、国による市町村合併が推進されています。しかし、面積が広い北海道内の自治体では過疎化に対する不安が根強く、また集落が分散化しているため合併による効率化が見込めず合併に至らなかった例が数多くあります。 国や北海道の状況を見極め、本町においても引き続き市町村合併についての検討が必要となります。

主な取り組み内容

■ 広域による効果的な行政活動の推進

■ 市町村合併についての調査、研究